

平成30年3月19日

参考資料

○改正児童館ガイドライン(仮称)素案(たたき台)のポイント …… P1～3

○改正児童館ガイドライン(仮称)素案(たたき台) …… P5～20

○「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】 …… P21

○「第2回 放課後児童対策に関する専門委員会」資料2-1 柏女委員長提出資料 …… P23～24

○「放課後児童クラブ運営指針」の概要 …… P25～28

2018年(平成30年)3月12日

改正児童館ガイドライン（仮称）素案（たたき台）のポイント

1. 児童館のあり方の議論及び児童館ガイドラインの見直しの経過

児童館ガイドライン（平成23年3月31日雇児発0331第9号）は、地域の児童館の運営や活動の向上を図る上で一定の役割を果たしてきたが、発出から7年が経過しようとしている。

この間、国では、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年）やいじめ防止対策推進法（平成25年）、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年）等を施行し、平成28年の児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正では、子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等の理念が明確化され、子どもの健全育成に係る関係法令との整合が課題となっていた。

また、平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「地域の児童館が果たすべき機能及び役割に関する調査研究」報告書（概要版）によると、全国の児童館・児童センターを対象とした悉皆調査の結果、児童館ガイドラインの活動内容に位置付けられている「子どもが意見を述べる場の提供」の取組は、平成23年度の調査結果の42.7%から59.0%に伸びているほか、今日的課題に対応する取組を行う児童館・児童センターの割合は、小学生のランドセル来館の取組が26.3%、小学生への食事の提供の取組が7.1%、中学生への学習支援の取組が6.5%、子どもの虐待事案の発見・対応が15.2%であるなど、こうした結果を踏まえ、児童館に期待される機能・役割の見直しについて提言されている。

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年5月設置）では、児童館等における遊びのプログラム等の普及啓発や開発についての検討を中心にしてきたが、平成29年度から、当該委員と外部有識者で構成する「今後の地域の児童館等のあり方検討ワーキンググループ」を設置（平成29年2月）し、児童館のあり方及び児童館ガイドラインの見直しについて議論を重ねてきたところである。

今般、児童館がより子ども・子育て支援に資する児童福祉施設として機能を拡充することを願い、「改正児童館ガイドライン（仮称）素案」を示すに至った。

2. 改正児童館ガイドライン（仮称）素案のポイント及び主な特徴

児童館の機能・役割をより明確化し、今日的課題に対応する児童館の活動を反映し、さらに、児童館が目指すべき望ましい方向性を示すために、以下のとおり加筆修正している。

全体の構成等	<ul style="list-style-type: none"> ○児童館職員が負担なく目を通し、具体的に参考になるような文字数や内容に留意した。 ○高邁な表現よりは、わかりやすい文章を目指した。 ○現行の児童館ガイドラインの6項目を章立ての構成に格上げした。 ○現行の児童館ガイドラインが、6項25節、約5,400字であるのに対し、「改正児童館ガイドライン（仮称）素案」は、第9章40項、約14,800字に増量した。
第1章 総則	<ul style="list-style-type: none"> ○総則を第1章として起こした。 1. 理念 <ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉法の改正の趣旨を踏まえ、児童の権利に関する条約の精神について、理念の中に加筆した。 2. 目的

	<p>3. 施設特性</p> <p>(1) 施設の基本特性</p> <p>○児童館が有する施設特性を、新設して項目に起こした。</p> <p>○放課後児童クラブ運営指針解説書「第3章1(4)(58頁)」を参考とした。</p> <p>○子どもの視点からの文に統一した。</p> <p>(2) 児童館における遊び</p> <p>○児童の権利に関する条約第31条の趣旨を加筆した。</p> <p>(3) 児童館の特性</p> <p>○児童館の特性を、①拠点性、②多機能性、③地域性の3点に整理した。</p> <p>4. 社会的責任</p> <p>○放課後児童クラブ「設備運営基準第5条」、「運営指針第1条総則(4)放課後児童クラブの社会的責任」を参考に、改めて児童館の社会的責任を加筆した。</p>
<p>第2章 子ども理解</p>	<p>※第2章以降は、2～3行程度で前文を加筆した。</p> <p>○子ども理解は、第2章として新設した。</p> <p>○子どもの発達的一般原則を書くこととした。</p> <p>○放課後児童クラブ運営指針解説書との整合性を踏まえ、「乳幼児期」「児童期」「思春期(青年前期)」の3区分に分けて、子どもの発達面の特徴を加筆した。</p> <p>1 乳幼児期</p> <p>2 児童期</p> <p>3 思春期(青年前期)</p> <p>○中学生、高校生の年代の子どもは、学校に行っていない子どもも児童館の対象として意識するため、「中・高校生世代」として表記統一した。</p>
<p>第3章 児童館の機能・役割</p>	<p>○現行の児童館ガイドラインのとおり、児童館の機能・役割を5項目に整理し、それぞれ詳しく書き換えた。</p> <p>1 遊び及び生活を通じた子どもの発達の増進</p> <p>2 子どもの安定した日常の生活の支援</p> <p>3 子どもと家庭が抱える可能性のある問題の発生予防・早期発見と対応</p> <p>4 子育て家庭への支援</p> <p>5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進</p> <p>○児童館の受付(インテーク)の重要性などについて加筆した。</p>
<p>第4章 児童館の活動内容</p>	<p>1 遊びによる子どもの育成</p> <p>2 子どもの居場所の提供</p> <p>○若者の支援を書き加えた。</p> <p>3 子どもが意見を述べる場の提供</p> <p>○子どもの意見を尊重することを明記した。</p> <p>4 配慮を必要とする子どもの対応</p> <p>○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、合理的な配慮について加筆した。</p> <p>5 子育て支援の実施</p> <p>○すでに児童館で実施されている子育て支援の内容を反映し、(1)保護者の子育て支援、(2)乳幼児支援、(3)乳幼児触れ合い体験の取組、(4)地域の子育て支援の4項目に書き分けて、ボリュームアップした。</p> <p>○特に、(3)乳幼児触れ合い体験の取組は、中・高校生世代等の子どもが、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するために効果的であるので、改めて書き加えた。</p> <p>6 地域の健全育成の環境づくり</p> <p>○児童館・児童センターのアウトリーチについて書き加えた。</p> <p>7 ボランティア等の育成と活動支援</p>

	<p>8 放課後児童クラブの実施と連携</p> <p>○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準及び放課後児童クラブ運営指針に沿って実施するように書き換えた。</p>
第5章 児童館の職員	<p>○児童館活動に必要な業務の全体を前文でまとめて記述した。</p> <p>○館長・児童厚生員それぞれの主な職務・役割について、再整理して記載した。</p> <p>1 児童館活動に関する職務内容</p> <p>○館長・児童厚生員に共通する職務、業務を、1と2にまとめて記載した。</p> <p>2 児童館活動に含まれる運営に関する業務</p> <p>3 館長の職務</p> <p>○最低基準に記載された館長の業務「必要に応じ児童の健康及び行動につき、保護者に連絡しなければならない」を加筆した。</p> <p>4 児童厚生員の職務</p> <p>○利用者（子ども）の気持ちに寄り添った支援を書き加えた。</p> <p>5 児童館の職場倫理</p> <p>○職員の身だしなみや倫理規範について書き加えた。</p> <p>6 児童館職員の研修</p> <p>○研修が日常の活動に生きるよう、情報共有することを強調した。</p>
第6章 児童館の運営	<p>1 設備</p> <p>2 運営主体</p> <p>○自己評価及び第三者評価にも触れることとした。</p> <p>3 運営管理</p> <p>○（3）運営協議会の委員構成の例示に、子どもを書き加えた。</p>
第7章 子どもの安全対策・衛生管理	<p>○子どもの安全対策は、現行の児童館ガイドラインでは、小項目となっているが、大変重要なことであるため、章として独立させて強調するとともに、もっともボリュームアップした。</p> <p>1 安全管理・ケガの予防</p> <p>○安全点検を、日常の点検と定期点検を書き分けた。</p> <p>2 アレルギー対策</p> <p>○アレルギー対策は、児童館で飲食を伴う活動が普及しつつある中、子どもの命に関わることであり、新たに小項目を立てて書き込むこととした。</p> <p>3 感染症対策等</p> <p>4 防災・防犯対策</p> <p>5 衛生管理</p> <p>○衛生管理は、放課後児童クラブ運営指針解説書「施設設備の衛生管理」を参考にした。</p>
第8章 家庭・学校・地域と連携	<p>○前文は、第1章総則の「拠点性」と「地域性」の内容を反映させた。</p> <p>1 家庭との連携</p> <p>2 学校との連携</p> <p>3 地域及び関係機関等との連携</p>
第9章 大型児童館の機能・役割	<p>○現行の児童館ガイドラインで対象としていなかった大型児童館の章を新設した。</p> <p>○小型児童館と異なる機能・役割、施設特性を前文に改めて加筆した。</p> <p>1 基本機能</p> <p>○広域にわたる児童福祉理念の啓発拠点である趣旨を書き込んだ。</p> <p>2 都道府県内児童館の連絡調整・支援</p> <p>3 広域的・専門的健全育成活動の展開</p>

2018年(平成30年)3月12日

改正児童館ガイドライン（仮称）項目素案（たたき台）

現行項目	骨子案
<p>1 児童館運営の理念と目的</p> <p>(1) 理念</p> <p>(2) 目的</p> <p>2 児童館の機能・役割</p> <p>(1) 発達の増進</p> <p>(2) 日常の生活の支援</p> <p>(3) 問題の発生予防・早期発見と対応</p> <p>(4) 子育て家庭への支援</p> <p>(5) 地域組織活動の育成</p> <p>3 児童館の活動内容</p> <p>(1) 遊びによる子どもの育成</p> <p>(2) 子どもの居場所の提供</p> <p>(3) 保護者の子育ての支援</p> <p>(4) 子どもが意見を述べる場の提供</p> <p>(5) 地域の健全育成の環境づくり</p> <p>(6) ボランティアの育成と活動</p> <p>(7) 放課後児童クラブの実施</p> <p>(8) 配慮を必要とする子どもの対応</p> <p>4 児童館と家庭・学校・地域との連携</p> <p>(1) 家庭との連携</p> <p>(2) 学校との連携</p> <p>(3) 地域との連携</p>	<p>第1章 総則</p> <p>1 理念</p> <p>2 目的</p> <p>3 施設特性 【新設】</p> <p>4 社会的責任 【新設】</p> <p>第2章 子ども理解 【新設】</p> <p>1 乳幼児期</p> <p>2 児童期</p> <p>3 思春期（青年前期）</p> <p>第3章 児童館の機能・役割</p> <p>1 遊び及び生活を通した子どもの発達の増進</p> <p>2 子どもの安定した日常の生活の支援</p> <p>3 子どもと家庭が抱える可能性のある問題の発生予防・早期発見と対応</p> <p>4 子育て家庭への支援</p> <p>5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進</p> <p>第4章 児童館の活動内容</p> <p>1 遊びによる子どもの育成</p> <p>2 子どもの居場所の提供</p> <p>3 子どもが意見を述べる場の提供</p> <p>4 配慮を必要とする子どもの対応</p> <p>5 子育て支援の実施</p> <p>6 地域の健全育成の環境づくり</p> <p>7 ボランティア等の育成と活動支援</p> <p>8 放課後児童クラブの実施と連携</p> <p>第5章 児童館の職員</p> <p>1 児童館活動に関する職務内容</p> <p>2 児童館活動に含まれる運営に関する業務</p> <p>3 館長の職務</p> <p>4 児童厚生員の職務</p> <p>5 児童館の職場倫理</p> <p>6 児童館職員の研修</p>

<p>5 児童館の職員</p> <p>(1) 館長の職務</p> <p>(2) 児童厚生員の職務</p> <p>(3) 児童館の職場倫理</p> <p>(4) 児童館職員の研修</p> <p>6 児童館の運営</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 運営主体</p> <p>(3) 運営管理</p>	<p>第6章 児童館の運営</p> <p>1 設備</p> <p>2 運営主体</p> <p>3 運営管理</p> <p>第7章 子どもの安全対策・衛生管理</p> <p><u>1 安全管理・ケガの予防</u></p> <p><u>2 アレルギー対策</u></p> <p><u>3 感染症対策等</u></p> <p>4 防災・防犯対策</p> <p><u>5 衛生管理</u></p> <p>第8章 家庭・学校・地域との連携</p> <p>1 家庭との連携</p> <p>2 学校との連携</p> <p>3 地域<u>及び関係機関等</u>との連携</p> <p>第9章 大型児童館の機能・役割 【新設】</p> <p><u>1 基本機能</u></p> <p><u>2 都道府県内児童館の連絡調整・支援</u></p> <p><u>3 広域的・専門的健全育成活動の展開</u></p>
---	--

改正児童館ガイドライン（仮称）素案（たたき台）

1 児童館運営の理念と目的

（1）理念

児童館は、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」という児童福祉法の理念に基づき、それを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。故に児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々と共に子どもの育成に努めなければならない。

第1章 総則

1 理念

児童館は、児童の権利に関する条約の精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の理念にのっとり、子どもの心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることを地域社会の中で具現化する児童福祉施設である。故に児童館はその運営理念を踏まえて、国及び地方公共団体や保護者をはじめとする地域の人々と共に、年齢及び発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努めなければならない。

（2）目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

2 目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操を養うことを目的とする施設である。

【新設】

3 施設特性

（1）施設の基本特性

児童館は、子どもが、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる児童福祉施設である。児童館がその役割を果たすためには、次のことを施設の基本特性として充実させることが求められる。

- ① 子どもが一人でも利用することができる
- ② 子どもが遊ぶことができる
- ③ 子どもが安心してくつろぐことができる
- ④ 子ども同士にとって出会いの場になることができる
- ⑤ 年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる
- ⑥ 子どもが困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいる

（2）児童館における遊び

子どもの日常生活には家庭・学校・地域という生活の場がある。子どもはそれぞれの場で人や

ものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。

(3) 児童館の特性

児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操を豊かにするという役割がある。このことを踏まえた児童館の特性は以下の3点である。

① 拠点性

児童館は、地域における子どものための拠点（館）である。

子どもが自らの意思で利用でき、自由に遊んだりくつろいだり、年齢の異なる子ども同士と一緒に過ごすことができる。そして、それを支える「児童の遊びを指導する者」（以下「児童厚生員」という。）がいることによって、子どもの居場所となり、地域の拠点となる。

② 多機能性

児童館では、子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どものあらゆる問題に直接関わることができる。これらのことについて子どもと一緒に考え、対応したり、必要に応じて関係機関に橋渡しをしたりする。そして、子どもが直面している諸問題、福祉的課題、地域特有の課題などに対応することができる。

③ 地域性

児童館では、地域の人々に見守られた安心・安全な環境のもとで自ら成長していくことができ、館内のみならず子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げていくことができる。そして、児童館は、地域の住民と子どもに関わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めることができる。

【新設】

4 社会的責任

(1) 児童館は、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重し、子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ参加することを保障する必要がある。

(2) 児童館は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に児童館が行う活動内容を適切に説明するよう努めなければならない。

(3) 児童館は、子どもの利益に反しない限りにおいて、子どもや保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければならない。

(4) 児童館は、子どもや保護者の苦情等に対して迅速かつ適切に対応して、その解決を図るよう努めなければならない。

【新設】

第2章 子ども理解

本章では、児童館の対象となる子どもの発達を理解するための基礎的視点を示している。児童館では、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて、一人ひとりの心身の状態を把握しながら子どもの育成に努めることが求められる。

1 乳幼児期

乳幼児は、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

乳幼児は、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。特に、乳幼児は遊びを通して仲間との関係性を育む。この時期に多様な経験により培われた豊かな感性、好奇心、探究心や思考力は、その後の生活や学びの基礎となる。

2 児童期

6歳から12歳は、子どもの発達の時期区分において幼児期と思春期（青年前期）との間にあり、児童期と呼ばれる。児童期の子どもは、知的能力や言語能力、規範意識等が発達し、身長や体重の増加に伴って体力が向上する。これに伴い、多様で創意工夫が加わった遊びを創造できるようになる。

児童期前期（おおむね6歳～8歳）は、読み・書き・計算の基本的技能の習得が始まり、成長を実感する一方で、幼児期の特徴を残している時期でもある。大人に見守られる中で努力し、自信を深めていくことができる。

児童期中期（おおむね9歳～10歳）は、抽象的な言語を用いた思考が始まる時期であり、学習面でのつまずきがみられ始める時期でもある。同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとする。

児童期後期（おおむね11歳～12歳）には、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる。思春期・青年期の発達の特徴の芽生えが見られ、遊びの内容や仲間集団の構成が変化し始める。自立に向けて少人数の仲間ができ、個人的な関係を大切に始める。

3 思春期（青年前期）

13歳から18歳は、発達の時期区分では思春期（青年前期）であり、自立へ向かう時期である。この時期の大きな特徴は、自己と他者との違いを意識しながら、アイデンティティの確立に思い悩み、将来に対して大きな不安を感じることである。児童館は、中学生、高校生等の子ども（以下「中・高校生世代」という。）が集い、お互いの気持ちを表現し合うことにより、自分と仲間に対して信頼と安心を抱き、安定した生活の基盤を築くことができる。

文化的・芸術的活動、レクリエーションに、自分の意志で挑戦することを通して、成長することができる。自己実現の場を提供し、その葛藤や成長に寄り添い、話を聴くことで、心配や不安を軽減し、喜びを共有するような役割が求められる。自己効力感や自己肯定観の醸成も自立に向かうこの時期には重要である。

2 児童館の機能・役割

(1) 発達の増進

子どもと長期的・継続的に関わり、遊び及び生活を通して子どもの発達の増進を図ること。

第3章 児童館の機能・役割

本章では、児童館の理念と目的に基づく機能・役割を5項目に区分して示している。この章は、第4章の活動内容と合わせて理解することが求められる。

1 遊び及び生活を通した子どもの発達の増進

子どもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、子どもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育てていく。

児童厚生員は、子ども一人ひとりと関わり、子どもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、子どもの遊びや日常生活を支援していく。

特に遊びの場面では、児童厚生員が子どもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、子ども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。

そのため、児童厚生員は一人ひとりの子どもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

(2) 日常生活の支援

子どもの遊びの拠点と居場所となり、子どもの活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子どもの安定した日常生活を支援すること。

2 子どもの安定した日常生活の支援

児童館は、子どもの遊びの拠点と居場所となることを通して、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、子どもの安定した日常生活を支援することが大切である。

児童館が子どもにとって日常生活の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れた子どもが「来てよかった」と思え、利用している子どもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れる子どもの心理と状況に気付き、子どもと信頼関係を築く必要がある。

(3) 問題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。

3 子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生予防・早期発見と対応

子どもと子育て家庭が抱える可能性のある問題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。

その際、児童館を利用する子どもや保護者の様子を観察することや、子どもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。

(4) 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

4 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。

その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした子育て支援活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設けるなど、子育ての交流の場を提供する。

さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

(5) 地域組織活動の育成

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

5 子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、子どもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域の子どもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域の子どもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。

3 児童館の活動内容

(1) 遊びによる子どもの育成

①子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助すること。

②子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

第4章 児童館の活動内容

本章では、第3章の児童館の機能・役割を具体化する主な活動内容を8項目に分けて示している。実際の活動に当たっては、この章を参照しながら、子どもや地域の実情を具体的に把握し、創意工夫して取り組むことが望まれる。

1 遊びによる子どもの育成

(1) 子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助すること。

(2) 児童館は、子どもが自ら選択できる自由な遊びを保障する場である。それを踏まえ、子

もが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすること。

(3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助すること。

(2) 子どもの居場所の提供

①子どもが安心できる安全な居場所を提供すること。

②子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助すること。

2 子ども居場所の提供

(1) 児童館は、子どもが安全に安心して過ごせる居場所になることが求められる。そのため、自己肯定感が醸成できるような環境づくりに努めるとともに、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行うこと。

(2) 児童館は、中・高校生世代も利用できる施設である。受入れに際しては、実際に利用可能な環境づくりに努めること。また、中・高校生世代は、話し相手や仲間を求め、自分の居場所として児童館を利用する。思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助すること。

(3) 児童館を利用した経験のある若者を支援したり、若者自身の居場所づくりに協力したりすることにも配慮すること。

※ (3) 保護者の子育ての支援→ (5へ移動)

(4) 子どもが意見を述べる場の提供

① 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるよう配慮すること。

② 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中学生・高校生等の年長児童（以下、「年長児童」という）が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。

③ 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

3 子どもが意見を述べる場の提供

(1) 児童館は、子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見が尊重されるように努めること。

(2) 児童館の活動や地域の行事に子どもが参加して自由に意見を述べるができるようにすること。

(3) 子どもの話し合いの場を計画的に設け、中・高校生世代が中心となり子ども同士の役割分担を支援するなど、自分たちで活動を作り上げることができるように援助すること。

(4) 子どもの自発的活動を継続的に支援し、子どもの視点や意見が児童館の運営や地域の活動に生かせるように努めること。

※ (5) 地域の健全育成の環境づくり→ (6へ移動)

※（６）ボランティアの育成と活動→（７へ移動）

※（７）放課後児童クラブの実施→（８へ移動）

（８）配慮を必要とする子どもの対応

- ① 障害の有無にかかわらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- ② 家庭や友人関係等に悩みや問題を抱える子どもには、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- ③ 子どもの様子から虐待が疑われる場合には、速やかに市町村等に通告を行い、その後の対応について協議すること。

4 配慮を必要とする子どもの対応

- （１）障害の有無にかかわらず、子どもがお互いに協力しながら活動できるよう活動内容や環境について配慮すること。
- （２）家庭や友人関係等に悩みや問題を抱える子どもには、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をし、児童館が安心できる居場所となるように配慮すること。
- （３）子どもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、児童厚生員等が協力して適切に対応すること。
- （４）子どもの状況や家庭の状況の把握により、保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で協議するなど、適切に対応することが求められること。
- （５）児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図ること。
- （６）地域のニーズを把握するための包括的な相談窓口としての機能を生かし、子どもに福祉的課題があると判断した場合には、地域や学校その他相談機関等必要な社会資源との連携により、適切な支援を行うこと。
- （７）障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めること。

（３）保護者の子育ての支援

- ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場所を提供するように配慮すること。
- ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待予防に取り組み、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援すること。
- ④ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

5 子育て支援の実施

（１）保護者の子育て支援

- ① 子どもとその保護者が、自由に交流できる場所を提供するように配慮すること。

- ② 子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施し、保護者が広く地域の人々との関わりをもてるように支援すること。
- ③ 児童虐待の予防に心掛け、保護者の子育てへの不安や課題には関係機関と協力して継続的に支援するとともに、必要に応じ相談機関等につなぐ役割を果たすこと。
- ④ 児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努めること。

(2) 乳幼児支援

- ① 乳幼児を対象とした子育て支援活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設けること。
- ② 子育て支援活動の実施に当たっては、子どもの発達課題や年齢等を十分に考慮して行うこと。また、計画的・定期的に実施することにより、子どもと保護者との関わりを促すこと。さらに、参加者が役割分担をするなどしながら主体的に運営できるように支援すること。

(3) 乳幼児触れ合い体験の取組

- ① 乳幼児触れ合い体験は、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解するための機会となること。
- ② 特に、中・高校生世代、小学校高学年等の子どもが、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取組を推進すること。
- ③ なお、実施に当たっては、学校・家庭や母親クラブ等との連携を図りつつ行うことが望まれること。

(4) 地域の子育て支援

- ① 地域の子育て支援ニーズを把握し、包括的な相談窓口としての役割を果たすように努めること。
- ② 子育て支援ニーズの把握や相談対応に当たっては、保育所、学校等と連携を密にしながら行うこと。
- ③ 地域住民やNPO、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努めること。

(5) 地域の健全育成の環境づくり

- ① 児童館の活動内容等を広報したり、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- ② 地域の子どもの健全育成を推進する児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。

6 地域の健全育成の環境づくり

- (1) 児童館の活動内容等を広報するとともに、地域の様々な子どもの育成活動に協力するなど、児童館活動に関する理解や協力が得られるように努めること。
- (2) 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けるなど、地域全体で健全育成を進める環境づくりに努めること。
- (3) 子どもの健全育成を推進する地域の児童福祉施設として、地域組織活動等の協力を得ながら、その機能を発揮するように努めること。
- (4) 地域の児童遊園・公園や子どもが利用できる施設等を活用したり、児童館がない地域に向いたりして、遊びや児童館で行う文化的活動等の体験の機会を提供するように努めること。

(6) ボランティアの育成と活動

- ① 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるよう支援すること。
- ② 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- ③ 地域住民がボランティア等として、児童館の活動に参加できる場を提供すること。

7 ボランティア等の育成と活動支援

- (1) 児童館を利用する子どもが、ボランティアリーダーとして仲間と積極的に関わる中で組織的に活動し、児童館や地域社会で自発的に活動できるように支援すること。
- (2) 児童館を利用する子どもが、ボランティアとして適宜、活動できるように育成・援助し、成人になっても児童館とのつながりが継続できるようにすること。
- (3) 地域住民がボランティア等として、児童館の活動に参加できる場を提供すること。
- (4) 中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受け入れなどに努めること。

(7) 放課後児童クラブの実施

- ① 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童クラブガイドラインに基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、以下のことに留意すること。
 - ア 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
 - イ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- ② 児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係
児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように連携したり、共同で行事を行うなど配慮すること。

8 放課後児童クラブの実施と連携

- (1) 児童館で放課後児童クラブを実施する場合には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づいて行うよう努め、児童館の持つ機能を生かし、次のことに留意すること。
 - ① 児童館に来館する子どもと放課後児童クラブに在籍する子どもが交流できるよう遊びや活動に配慮すること。
 - ② 多数の子どもが同一の場所で活動することが想定されるため、児童館及び放課後児童クラブのそれぞれの活動が充実するよう、遊びの内容や活動場所等について配慮すること。
 - ③ 放課後児童クラブの活動は、児童館内に限定することなく近隣の環境を活用すること。
- (2) 児童館と近隣の放課後児童クラブとの関係
児童館での活動に、近隣の放課後児童クラブの子どもが参加できるように配慮するとともに、協力して行事を行うなどの工夫すること。

※4 児童館と家庭・学校・地域との連携→（第8章へ）

5 児童館の職員

第5章 児童館の職員

本章では、児童館職員の主な職務内容や、館長・児童厚生員の職務について示し、児童館の社会的責任に基づく職場倫理のあり方と運営内容向上のための研修等について記述している。

1 児童館活動に関する職務内容

- (1) 児童館の目標や事業計画、活動計画を作成する。
- (2) 日常の利用状況や運営の内容等について記録する。
- (3) 運営や事業の結果を職員間で共有し振り返り、充実・改善に役立てる。
- (4) 広報活動を通じて、児童館の内容を地域に発信する。

2 児童館活動に含まれる運営に関する業務

- (1) 遊びの環境と施設の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- (2) 業務の実施状況に関する記録（日誌、利用者数、職員のサービスに関する状況等）
- (3) 運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ等
- (4) その他、児童館運営に関する記録

(1) 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ① 児童館の運営を統括する。
- ② 児童の遊びを指導する者（以下「児童厚生員」という）が業務を円滑に遂行できるように指導する。
- ③ 子育てを支援する人材や組織等との連携を図り、子育て環境の改善に努める。
- ④ 利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。
- ⑤ 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその問題解決に努める。

3 館長の職務

児童館には館長を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- (1) 児童館の利用者の状況を把握し、運営を統括する。
- (2) 児童厚生員が業務を円滑に遂行できるようにする。
- (3) 子育てを支援する人材や組織、地域の社会資源等との連携を図り、子育て環境の充実に努める。
- (4) 利用者からの苦情や要望への対応を職員と協力して行い、運営や活動内容の充実と職員の資質の向上を図る。
- (5) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその問題解決に努める。
- (6) 必要に応じ子どもの健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

(2) 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。

- ①子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- ②子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人一人と子ども集団の自治的な成長を支援する。
- ③発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- ④地域の子どもの活動や、子育て支援の取り組みを行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- ⑤児童虐待防止の観点から早期発見に努め、対応・支援については市区町村や児童相談所と協力する。
- ⑥子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。

4 児童厚生員の職務

児童館には児童厚生員を置き、主な職務は以下のとおりとする。なお、子どもや保護者と関わる際には、利用者の気持ちに寄り添った支援が求められる。

- (1) 子どもの育ちと子育てに関する地域の実態を把握する。
- (2) 子どもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じて子ども一人ひとりと子ども集団の主体的な成長を支援する。
- (3) 発達や家庭環境などの面で特に援助が必要な子どもへの支援を行う。
- (4) 地域の子どもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、子どもの遊びや生活の環境を整備する。
- (5) 児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供を行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- (6) 子どもの活動の様子から配慮が必要とされる子どもについては、個別の記録をとり継続的な援助ができるようにする。
- (7) 子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携してその問題解決に努める。

(3) 児童館の職場倫理

- ① 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- ② 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - ア 子どもの人権尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること。
 - イ 体罰等、子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
 - ウ 個人情報の取り扱いとプライバシーの保護に関すること。
 - エ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

5 児童館の職場倫理

- (1) 職員は倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また活動や指導内容の向上に努めなければならない。これは、児童館で活動するボランティアにも求められることである。
- (2) 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。
 - ① 子どもの人権尊重と子どもの性差・個人差への配慮に関すること。

② 子どもや保護者に国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱いの禁止に関すること。

③ 子どもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。

④ 個人情報の取扱いとプライバシーの保護に関すること。

⑤ 保護者、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

(3) 子どもに直接関わる大人として身だしなみに留意すること。

(4) 明文化された児童館職員の倫理規範を持つこと。

(4) 児童館職員の研修

① 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。

② 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。

③ 市区町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、職員の経験に応じた研修内容にも配慮すること。

6 児童館職員の研修

(1) 児童館の職員は、積極的に資質の向上に努めることが必要である。

(2) 児童館の運営主体は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めなければならない。

(3) 市町村及び都道府県は、児童館の適切な運営を支えるよう研修等の機会を設け、館長・児童厚生員等の経験に応じた研修内容にも配慮すること。

(4) これらの研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子ども理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けること。

6 児童館の運営

(1) 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

① 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じ、以下の設備・備品を備えること。

ア 静養室及び児童クラブ室等を設けること。

イ 年長児童の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等を備えること。

ウ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等を備えること。

② 乳幼児や障害のある子どもの利用にあたって、安全に配慮し、必要に応じて施設の改善や必要な備品等を整備しておくこと。

第6章 児童館の運営

本章では、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知。以下、「設置運営要綱」という。）等に基づいて、児童館の設備と運営主体・運営管理のあり方について記述している。

1 設備

児童館活動を実施するために、以下の設備・備品を備えること。

(1) 集会室、遊戯室、図書室、相談室、創作活動室、便所、事務執行に必要な設備のほか、必要に応じて、以下の設備・備品を備えること。

① 静養室及び児童クラブ室等

② 中・高校生世代の文化活動、芸術活動等に必要なスペースと備品等

③ 子どもの年齢や発達段階に応じた活動に必要な遊具や備品等

(2) 乳幼児や障害のある子どもの利用に当たって、安全を確保するとともに利用しやすい環境に十分配慮し、必要に応じ施設の改善や必要な備品等を整備すること。

(2) 運営主体

① 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。

② 市区町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

2 運営主体

(1) 児童館の運営については、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営できるよう努めること。

(2) 運営内容について、自己評価を行い、その結果を公表するよう努め、評価を行う際には、利用者や地域住民等の意見を取り入れるよう努めること。また、可能な限り第三者評価を受けることが望ましい。

(3) 市町村が他の者に運営委託等を行う場合には、その運営状況等について継続的に確認・評価し、十分に注意を払うこと。

(3) 運営管理

① 開館時間

ア 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。

イ 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

② 利用する子どもの把握・保護者との連絡

ア 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。

イ 児童館でのけがや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

3 運営管理

(1) 開館時間

① 開館日・開館時間は、対象となる子どもの年齢、保護者の利用の利便性など、地域の実情に合わせて設定すること。

② 学校の状況や地域のニーズに合わせて柔軟に運営し、不規則な休館日や開館時間を設定しないようにすること。

(2) 利用する子どもの把握・保護者との連絡

- ① 児童館を利用する子どもについて、住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、必要に応じて登録するなどして把握に努めること。
- ② 児童館でのケガや体調不良等については、速やかに保護者へ連絡すること。

③ 運営協議会等の設置

児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、子どもの保護者、教職員等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。

(3) 運営協議会等の設置

- ① 児童館活動の充実を図るため、児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等を設置し、その意見を聴くこと。
- ② 子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせておくことなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 運営協議会等は、年間を通して定期的を開催する他、大きな行事の終了時や臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催すること。

④ 運営管理規程と法令遵守

児童館の運営管理の責任者を定め、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止等に関する事項を規定する運営管理規程を定め、子どもや保護者の人権への配慮、守秘義務、個人情報の管理等の法令遵守に努めること。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：**全面展開**

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

改正児童福祉法の理念と放課後児童対策

2017.11.20

柏女 霊峰(淑徳大学総合福祉学部教授)

2016年6月、児童福祉法の理念が70年ぶりに改正された。その第1条第1項、第2条第1項は以下のとおりである。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

第1条冒頭では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」が子どもの権利であることが示される。そして、それを保障する社会資源の一つが、児童福祉法上の児童厚生施設や放課後児童クラブである。つまり、法令からみれば、児童厚生施設や放課後児童クラブの育成支援観は、「子どもの権利条約の精神にのっとりて育成する」ことでなければならない。

では、児童の権利に関する条約(以下、「条約」)の精神、つまり、子ども観や発達観、育成観とは何か。昭和30年代子どもの育成観を超えて、まさにそのことが真剣に議論されなければならない。

条約第3条は、子どもの最善の利益を保障しようとする大人の責務を強調する。一方で、条約第12条は、子どもの年齢及び成熟度に従って子どもの意見を尊重すべきことを規定しており、本条約が発達の視点を有していることを示している。それは、主体的に生きる子どもの自己決定力の育成と尊重という視点である。そして、そのことが、わが国の子ども家庭福祉の総合的法律である児童福祉法第1-2条に、明確に示されたのである。

子どもが自己の意見を持つことができるように成長するためには、幼少期から自分で考え、自分で決定するという体験が必要とされる。つまり、主体性、自己決定力を育むことが、条約の精神からみた育成観となる。

一方、人は他者から十分に聴かれる(傾聴される)ことにより、自己の見解や心を整理していくことができる。その意味では、第12条が十分に満たされることによって、人は自己にとって最も良い決定に近づくことができるといえる。第12条が十分に保障されて初めて、第3条が達成されるのである。また、第3条が満たされることにより、第12条が達成されるのである。子どもの最善の利益を保障しようとする大人の責務と、子どもの主体性、自

己決定、自律の育成とは、コインの裏表でもある。

子どもは自ら自己の可能性を最大限に発揮しようとする主体的存在であり、それを支え、保障する保育者の関わりがあることで、自己の意見を持つことができるなど主体的に生きることができるよう成長するとともに、他者の存在をも尊重することができるようになる。

一人ひとりの子どもの尊厳を大切にし、一人ひとりの子どもが今このときを主体的に生き生きと過ごすことをめざし、一人ひとりの可能性が最大限に発揮できるよう側面的に支援し、また、子どもたちに寄り添うことを大切にする保育が、福祉の視点からみた育成観である。それは決して「指導」ではなく、「支援」、「援助」というべき営みである。こうした保育者の関わりが子どもの主体性を育て、また、ほかの子どもの主体性をも尊重する「共生」を育んでいくのだと思う。

放課後児童健全育成事業設備・運営基準第5条第1項や放課後児童クラブ運営指針に記載された「(児童の)発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう…(中略)児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。」という規定に込められた意味を深く心に刻むことが必要とされる。

文献

柏女霊峰(2017)『これからの子ども・子育て支援を考えるー共生社会の創出をめざしてー』
ミネルヴァ書房

運営指針の構成

- 第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
- 各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第1章 総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則
2. 放課後児童健全育成事業の役割
3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第2章 事業の対象となる子どもの発達

児童期(6～12歳)の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1. 子どもの発達と児童期
2. 児童期の発達の特徴
3. 児童期の発達過程と発達領域
4. 児童期の遊びと発達
5. 子どもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たって子どもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のある子どもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容
2. 障害のある子どもへの対応
3. 特に配慮を必要とする子どもへの対応
4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第4章 放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制
2. 子どもの集団の規模
3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項
5. 運営主体
6. 労働環境整備
7. 適正な会計管理及び情報公開

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備
2. 衛生管理及び安全対策

第5章 学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校との連携
2. 保育所、幼稚園等との連携
3. 地域、関係機関との連携
4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応
3. 事業内容向上への取り組み

「放課後児童クラブ運営指針」の概要②

運営指針の主な内容

第1章 総則

- 「子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援」を「育成支援」と定義し、その基本的考え方として、子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図る。
- 放課後児童クラブの役割として、児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進し、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する役割を担う。

第2章 事業の対象となる子どもの発達

- 放課後児童クラブでは、放課後等に子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
- 児童期の発達の主な特徴としては、
 - ・ ものや人に対する興味が広がり、その探求のために自らを律することができるようになる
 - ・ 学校、地域など子どもが関わる環境が広がり、多様な他者との関わりを経験するようになる
 - ・ 集団や仲間での活動する機会が増え、その中で規律と個性を培うとともに、他者と自己の多様な側面を発見できるようになる
- 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、子ども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中で子ども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

- 放課後児童クラブは、年齢や発達の状況が異なる多様な子ども達と一緒に過ごす場であり、放課後児童支援員等には、それぞれの子どもの発達の特徴や子ども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
- 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

- ①子どもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助
- ②子どもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
- ③子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助
- ④日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
- ⑤子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
- ⑥子どもが自分の気持ちや意見を表現できるようにする援助
- ⑦子どもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつの適切な提供
- ⑧子どもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
- ⑨放課後児童クラブでの子どもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

「放課後児童クラブ運営指針」の概要③

- 障害のある子どもへの対応については、包容・参加(インクルージョン)の考え方に立ち、放課後児童クラブを利用する機会が確保されるように適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努めるとともに、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。
- 放課後児童支援員等は、子どもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、子どもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。
- 子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝え、子どもの状況について家庭と情報を共有するとともに、育成支援を通じて保護者との信頼関係を築くことに努める。

第4章 放課後児童クラブの運営

- 放課後児童クラブには、年齢や発達の状況が異なる子どもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、子どもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要な時間を前提として設定されることが求められる。
- 子ども集団の規模(支援の単位)は、子どもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々の子どもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。
- 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。
- 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、子どもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。
- 運営主体は、放課後児童支援員等の労働実態や意向を把握し、放課後児童支援員等が健康で意欲を持って就業できるように、労働環境の整備に努める必要がある。

第5章 学校及び地域との関係

- 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行い、その実施に当たっては、個人情報の保護や秘密の保持についてあらかじめ取り決めておく。
- 新1年生の子ども達の発達と生活の連続性を保障するために、保育所、幼稚園等と子ども達の状況について情報交換や情報共有を行う。

「放課後児童クラブ運営指針」の概要④

- 放課後児童クラブに通う子どもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員(主任児童委員)等の地域組織や子どもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等から子どもを守るため、地域住民と連携、協力して子どもの安全を確保する取り組みを行う。
- 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通う子どもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第6章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

- 放課後児童クラブには、子どもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、子ども1人につきおおむね1.65㎡以上を確保し、室内のレイアウトや装飾、採光等にも配慮し、子どもが心地よく過ごせるように工夫することが求められる。
- 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。
- 事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行うとともに、その防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、放課後児童支援員等の間で共有する。
- おやつを提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。
- 運営主体は、市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

第7章 職場倫理及び事業内容の向上

- 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、子どもや保護者の人権に十分配慮しながら、一人ひとりの人格を尊重するなど、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。
- 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。
- 子どもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。
- 放課後児童支援員等は、情報交換や情報共有を図り、事例検討を行うなど相互に協力して自己研鑽に励み、育成支援に当たった課題等について意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。
- 運営主体は、職場内での教育訓練や研修のみならず、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障するとともに、職員が自発的、継続的に研修に参加できるように、研修受講計画を策定するなどに取り組んでいくことが求められる。
- 運営主体は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努め、評価を行う際には、子どもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、事業内容の向上に生かす。